

野田市結婚新生活支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第16号

野田市結婚新生活支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市結婚新生活支援事業補助金交付規則（平成30年野田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図ること」の次に「及び次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること」を加える。

第2条第1号中「対象期間」を「婚姻期間」に、「毎年度、4月1日」を「当該年度の初日の属する年の3月1日」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 支払期間 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までをいう。

第3条第1項第1号中「対象期間」を「婚姻期間」に改め、同項第4号中「申請日において無職の者の所得は零とみなして計算した額をいい」を削り、「400万円」を「500万円」に改め、同条第2項中「30万円未満かつ当該補助金に係る対象期間内に支払った賃料が3月分に満たない」を「前年度において適用を受けた上限額に満たない」に改める。

別表中「対象期間」を「支払期間」に、

「

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、一組の夫婦につき30万円を限度とする。2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定による交付対象者については、30万円から前年度に交付の決定を受けた補助金の額を除いて得た額を限度とする。 |
|---|

を

」

「

- 1 補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、一組の夫婦につき、夫婦いずれもが29歳以下の場合は60万円を、それ以外の場合は30万円を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定による交付対象者については、前年度において適用を受けた補助金の上限額から前年度に交付の決定を受けた補助金の額を除して得た額を限度とする。

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の野田市結婚新生活支援事業補助金交付規則の規定は、令和5年3月1日以後に婚姻の届出をした夫婦（この規則の施行の際現にこの規則による改正前の野田市結婚新生活支援事業補助金交付規則に基づく補助金の交付の決定を受けた夫婦（以下この項において「交付決定夫婦」という。）を除く。）について適用し、同日前に婚姻の届出をした夫婦及び交付決定夫婦については、なお従前の例による。